鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程

平成30年11月28日教委庁達第２号

改正

令和３年３月31日教育委員会庁達第１号

令和７年３月25日教育委員会庁達第２号

令和８年３月31日教育委員会庁達第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、学校における教職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　学校　鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年３月条例第14号）別表第１から別表第３までに規定するものをいう。

（２）　教職員　学校に勤務する校長、分校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養職員、事務職員及び講師をいう。

（教育委員会等の責務）

第３条　鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長は、常に教職員の安全と健康を確保し、必要な措置を講ずるとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

（教職員の責務）

第４条　教職員は、自己の健康保持増進に努めるとともに、教育委員会及び校長が実施する指導及び指示のもと衛生推進者に従い、安全衛生に関する事業等に積極的に協力するよう努めなければならない。

（衛生推進者）

第５条　学校に衛生推進者を置き、教頭をもって充てるとともに、教職員の衛生推進のため、校長が必要と認める業務を行う。

（衛生懇談会）

第６条　学校に衛生懇談会を置き、当該学校に勤務する教職員の健康の保持増進及び職場環境の維持改善について協議し、次の各号に掲げる項目について必要な措置を講ずる。

（１）　教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

（２）　教職員の安全又は衛生のための教育に関すること。

（３） 健康の保持増進のための措置に関すること。

（４） 職場環境の維持改善に関すること。

（５） 前４号に掲げるもののほか、校長が必要と認める教職員の安全衛生に関すること。

２　衛生懇談会は、校長、衛生推進者及び関係教職員をもって組織する。

３　衛生懇談会は、協議内容等を教育委員会に報告する。

（健康診断）

第７条　教育委員会は教職員の健康管理のため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断を実施し、必要な措置を行うものとする。

（教職員の受診義務）

第８条　教職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、長期療養者等については、この限りではない。

（学校訪問産業医）

第９条　教職員の健康管理について適切な措置を講じるため、学校訪問産業医を置き、その選任については鎌倉市医師会に推薦を依頼する。

（学校訪問産業医の職務）

第10条　学校訪問産業医は、第６条第１項各号に掲げる業務のうち、医学に関する専門的知識を必要とするもの及び医学的措置に係る事項を行う。

２　学校訪問産業医は、教育委員会と連絡調整を図り学校への巡回相談を実施し、教育委員会及び校長に対し所要の措置を講ずるよう進言する。

（安全衛生協議会の設置及び組織）

第11条　学校で実施する衛生懇談会について総括的に取りまとめ、教職員の安全衛生及び職場環境改善について検討・審議するため、教育委員会に鎌倉市立学校教職員安全衛生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

（１） 会長　学びみらい部長

（２） 副会長　教職員の健康管理を所管する学びみらい部次長

（３） 小学校長会代表及び中学校長会代表

（４） 小学校教頭会代表及び中学校教頭会代表

（５） 小学校教職員代表及び中学校教職員代表

（６） 学校訪問産業医

（所掌事務）

第12条　協議会は、次の事項について、全体を総括して協議を行う。

（１）　教職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

（２）　教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

（３）　公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。

（４）　職場環境の改善に関すること。

（５）　前４号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

（職務）

第13条　会長は、協議会を代表し、会務を総理するほか、会議を招集しその議長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　会長が必要と認めるときは、関係教職員の出席を求め意見を聴取することができる。

（報告）

第14条　会長は、協議会の会議の結果を教育長に報告しなければならない。

（庶務）

第15条　協議会の庶務は、この協議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

（委任）

第16条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

付　則

この規程は、庁達の日から施行する。

付　則（令和３年３月31日教委庁達第１号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和７年３月25日教委庁達第２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

付　則（令和８年３月31日教委庁達第２号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。